

河辺町 1～3 丁目地区における グリーンスローモビリティの実証運行に関する 地元自治会との協議結果 (議事要旨)

日時：令和 6 年 9 月 25 日（水）午後 7 時～午後 8 時

場所：河辺町南自治会館

出席者：地域の市民の方々 21 名

青梅市（河村、高橋）、アルメック（高尾、倉岡、今井）

説明事項：

1. 令和 6 年度グリーンスローモビリティ実証運行の概要について
2. 今後の取り組みについて
3. その他

資料：

- ・次第
- ・資料 1 令和 6 年度青梅市公共交通協議会取り組み「グリーンスローモビリティの実証運行について」
- ・資料 2 位置情報サービス 「知らせるバス」
- ・パンフレット 令和 6 年度 青梅市河辺町グリーンスローモビリティの実証運行を行います

(主な意見)：

(1) 今回の実証運行に関すること

- ・通年での運行のことを考えると、一年通して実証実験を行わないと評価ができないのでは。
- ・住民アンケートは運行終了後、できるだけ早く行った方が良い。
- ・停留所について、高齢者の移動距離の限界を考えると、もっと増やした方が良い。

(2) その他

- ・昨年度の実証運行から 1 年が経過しており、高齢者からは一日も早く運行して欲しいという声もある。通年での運行はいつから始まるか。
- ・資料の中に記載されている、道路運送法第 4 条と第 7 8 条の違いは何か。第 7 8 条の場合、地域住民の中から運行管理者の選定は必要か。

以 上